

## 《一ノ割町会規約》

### 第1章 総 則

第1条（名称）本会は一ノ割町会と称する。

第2条（会員）本会の会員は、春日部市一ノ割、大沼4丁目、大沼5丁目、大沼6丁目、備後の一帯に居住する世帯主（同居家族を含む）、及び同地域内の法人をもって組織し、事務所を一ノ割会館に置く。

第3条（目的）本会は地域住民が、自主的に明るい町づくりを推進し、住みよい地域にすることを目的とする。

### 第2章 事 業

第4条（事業）本会の、目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、会員名簿の調整
- 2、官公庁業務への協力と連絡
- 3、各種の教育・厚生事業への協力
- 4、会員相互の親睦をはかるための事業
- 5、自主防犯・防災事業
- 6、公園の管理・環境美化（花植えなど）

### 第3章 組織・運営

第5条（組織）本会を次の5自治会に分け、それぞれの自治会に組・班をおく。

組・班は管理運営上適正規模が望ましく、変更する場合は役員会にはかり、承認の上、決定する。

- 1、本田第一自治会（1組、2組、3組）
- 2、本田第二自治会（1組、2組、3組）
- 3、本田第三自治会（1組、2組、3組）
- 4、根耕地自治会（1組、2組、3組、4組）
- 5、新田・大沼自治会（1組、2組、3組、4組、5組、6組、7組、8組）

第6条（事業部）本会に婦人部、青年部、老人会、子供会育成会の事業部をおくことができる。各事業部は、それぞれ別途に規約を作成し、本会発展のために寄与するとともに、各部独自の活動を行う。

第7条（役員）本会の役員は、組長をもって構成し、役員会の合議によって、次の職を分担する。

町会長、自治会長、会計、総務、厚生、事業、環境

但し、町会長は自治会長の中より役員会で推挙し、総会の承認を得なければならぬ。

第8条（任務）役員、班長の任務は次のとおりとする。

- 1、町会長は、本会を代表し、本会の統括、会長の招集した会議の議長を務める。
- 2、組長は各組を代表し、各組内の連絡、運営にあたるとともに本会運営のための企画、執行にあたる。

3、自治会長は、各自治会を統括し、対外関係の接渉にあたり副会長として会長を補佐する。

4、会計は、本会の会計事務を担当する。

5、総務は、会運営のための庶務的事項、町会報の発行、本会の備品等の管理にあたる。

6、厚生は、保険衛生、会員の親睦等に関する事項を管理担当する。

7、事業は、夏祭り・体育祭・防災訓練・業務委託等を行う。各事業の役割分担は別途定める。

8、環境は防犯パトロール、公園管理

9、班長は、組長と連絡を密にし、班の運営、連絡にあたる。

#### 第9条（選出）役員、班長の選出は次のとおりとする。

1、班長は、各班で合議の上で推挙する。

2、組長は、各組の新旧班長会で、推挙する。

3、自治会長は、各自治会の新旧組長会で、推挙する。

#### 第10条（任期）役員、班長の任期は次のとおりとする。

1、班長の任期は1年とし、再任を妨げない。

2、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条（会計監査）会計監査は役員会において2名委嘱し、総会の承認を得る。任期は2年とし、再任は妨げない。年1回以上本会の会計監査を行い、その結果を総会において、報告しなければならない。

第12条（名誉会長・相談役・顧問）役員会の推薦により、名誉会長・相談役・顧問を置くことができる。名誉会長・相談役・顧問は必要に応じ、役員会に出席して、意見を述べることができる。

第13条（委員会・特別委員会）本会の目的達成のため、必要に応じて委員会、特別委員会をつくることができる。

1、委員会は各部の必要に応じて、役員会の推薦によって構成し、会の運営にあたる。

2、特別委員会は役員会の推薦によって構成し、その目的達成後は解散する。

### 第4章 会議

第14条（総会）毎年年度はじめに総会（年次総会）を開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

1、代議員は新旧班長とし、定足数は委任状を含めて過半数とする。

2、議事は次とおりとする。

#### 決議事項

(1) 事業報告の承認

(2) 決算報告の承認

(3) 町長・会計監査の承認（2年毎）

(4) 規約改正の提案と承認

(5) 事業計画の提案と承認

(6) 予算の提案と承認

(7) その他必要事項

## 報告事項

- (1) 退任役員の報告
- (2) 新役員の報告

第15条(役員会) 役員会は2ヶ月に1回開催し、必要に応じて、会長が召集し、会運営のため、協議及び執行にあたる。必要に応じ自治会会长会を開くことができる。

第16条(班長会) 必要に応じて自治会会长又は、組長が担当の班長会を招集することができる。

## 第5章 会計

第17条(会計) 本会運営のための経費は、町会費並びに、寄付金、雑収入をもって、これにあてる

- 1、町会費は、世帯あたりの月額とし、金額は年次総会において決める。徴収は、奇数月に班長が徴収し、組長がまとめて、会計に提出する。
- 2、本会の会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1、本規約にない事項で、必要のあるものは、役員会で内規を定め、次の総会で報告し、承認を得る。
- 2、本規約は、総会の決議により変更することができる。
- 3、会館整備基金として、毎年予算を計上し、別途会計として積み立てる。積み立てる金額は年次総会において決定する。会館整備基金の支出は、会館運営委員会で決定し、執行した場合は次の年次総会で、承認を得なければならない。
- 4、本規約は昭和48年4月1日より施行する。

昭和51年4月一部改正

平成21年4月一部改正

昭和53年4月一部改正

平成23年4月一部改正

昭和56年4月一部改正

平成元年4月一部改正

平成13年4月一部改正

平成14年4月一部改正

平成17年4月一部改正

平成18年4月一部改正

平成19年4月一部改正

平成20年4月一部改正

## 内 規

1、世帯主と同居する二親等までの者が死亡した場合、代表が弔慰金を持参し、葬儀に参列する。弔慰金は、5千円とする。

2、役員・班長の退任の場合の褒賞は、10年以上在任の場合、感謝状を贈る。

役員の記念品は在任1年につき、2千円とする。

班長の記念品は在任1年につき、(1) 班の構成が2世帯以上4世帯までは2千円

(2) 班の構成が5世帯以上は3千円とする。